



議案第一号

三朝町課設置条例の一部改正について

次のとおり三朝町課設置条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十九年一月十六日

三朝町長 松村喬成

昭和四十九年壹月拾六日原案可決

三朝町議会議長牧田禎

三朝町条例第 号

三朝町課設置条例の一部を改正する条例

三朝町課設置条例（昭和三十四年三朝町条例第七号）の一部を次のように改める。

第一条中「厚生課」を「保健課」に改め、「観光土木課」の次に「企画室」を加える。
福祉課

附則

この条例は、公布の日から施行する。